

令和7年度 化学物質管理に関する説明会

化学物質の法規制等に関する説明会

令和8年2月
帯広労働基準監督署

ひとくらし、みらいのために



● はじめに

化学物質関連の告示や通達等 →



ひとくらし、みらいのために



化学物質って何？

4

こんな製品使っていませんか？

- 接着剤、シール剤
- 吸着剤
- 芳香剤、消臭剤
- 凍結防止剤
- 合金
- 消毒剤、害虫駆除剤
- コーティング、塗料、うすめ液、ペイントリムーバー
- 充填剤、しっくい、粘土
- 爆薬
- 肥料
- 燃料
- 表面処理剤（めっき処理剤）
- 熱媒
- 油圧液
- インク、トナー
- pH調整剤、凝集剤、沈降剤、中和剤



- 実験用化学物質
- 染色剤、仕上げ剤
- 潤滑剤、グリース、剥離剤
- 植物保護剤
- 化学薬品
- 写真現像等に使用する薬品
- 研磨剤、コンパウンド
- 漂白剤
- 洗濯用洗剤、洗浄剤
- 硬水軟水化剤
- 水処理用化学製品
- 溶接剤、はんだ付け製品（フラックスコーティングまたはフラックスコアを含む）、フラックス製品
- 抽出剤
- 防さび剤
- 発泡剤



5

こんな作業していませんか？

- 化学物質の合成、調合、混合
- カレンダー加工
- 染色
- 散布
- 印刷、現像
- スプレー剤の使用**（空中分散、表面コーティング、接着、つや出し、洗浄、吹き付け等のための噴霧）
- 化学物質を用いた**洗浄、清掃、漂白、消毒、駆除**
- 化学物質の移し替え、充填、計量、サンプリング
- ローリング（圧延）
- ブラッシング
- 発泡樹脂製造（発泡処理）
- 浸漬処理
- 圧縮成形、押し出し成形、ペレット化等を含む成形作業
- 油分の塗布、塗り込み**
- 塗装/塗膜の剥離
- 化学物質を用いた修理修復やメンテナンス
- 製品の切断**、冷間圧延、組み立て/分解
- 鋳造、溶融固体の使用
- 熱間圧延、加熱形成、研削、機械的切断、掘削、研磨
- 溶接、はんだ付け**、切削、ろう付け、フレーム切断
- 金属粉製造
- 化学物質を使用した実験

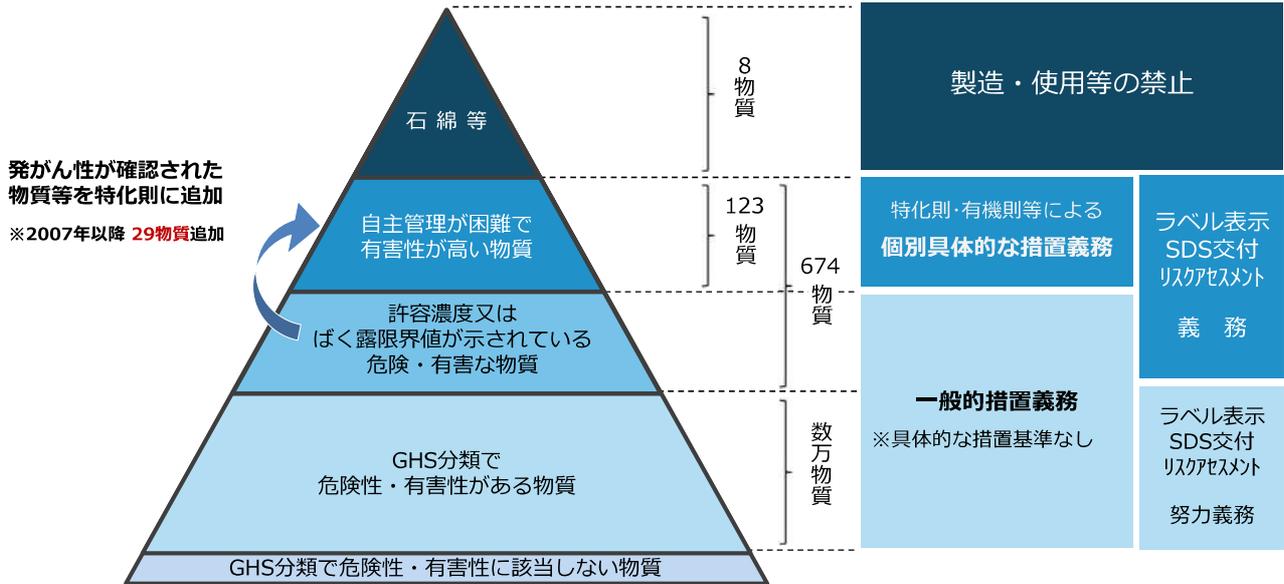
6

近年の法改正

これまで管理の対象ではなかった製品の管理が必要になりました。

7

いままでの化学物質規制の仕組み（個別具体的規制を中心とする規制）



- 有害性の高い物質に対し、法令で個別具体的な措置義務を規定（特化則や有機則）
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、**具体的な措置義務のない物質が原因**
- 規制されていなかった物質が措置義務対象に追加されると、規制外の物質に変更 → 労働衛生対策不十分によりばく露して労働災害発生といった状況

8

いままでの化学物質規制の仕組み（個別具体的規制を中心とする規制）



9

新たに施行された化学物質対策について

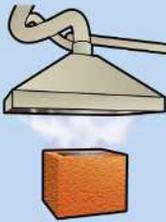
リスクアセスメント対象物 (674物質→903物質→2,316物質)

リスクアセスメントの実施

ばく露管理へ
作業環境管理のみでなく、呼吸用保護具等を併用して、ばく露を低減する。

ばく露の低減

リスクアセスメント結果に基づき、次の措置等を講じ、ばく露の程度を低減する。



- ① 代替物の使用
- ② 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
- ③ 作業の方法の改善
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用



濃度基準値設定物質	ばく露の濃度を 基準以下 とする
濃度基準値未設定の物質	ばく露の濃度を 最小限度 にする

リスクアセスメント対象物健康診断

- ① リスクアセスメント結果に基づき労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき
- ② 濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに

● 医師・歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、事後措置等を行う。

労働者の意見聴取

- ばく露の低減措置、RA対象物健康診断結果に基づく措置等について、労働者の意見を聴く機会を設ける。
- 講じた措置の概要については掲示・書面交付等により、労働者に周知する。

作業の記録

- 講じた措置の概要、ばく露の状況、がん原生物質取扱いの作業歴等の記録を作成し、保存する。

10

新たに施行された化学物質対策について

- リスクアセスメントの実施※20P参照
- ばく露低減措置
- 化学物質災害の発生時対応
- 記録、保存、周知
- 労働者への教育
- 保護具着用管理責任者との連携

化学物質管理者

を選任して事業に関わる化学物質の自主的管理を行う。

- 化学物質管理者は、**事業場で行うこと**に応じて講習を受ける必要があります。

リスクアセスメント対象物を**製造する**事業場 講義：9時間 実習：3時間

上記以外の事業場 講義：6時間

11

1. 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける（公布後5年以内に政令で定める日に施行）
2. 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める（代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない）（令和8年4月1日施行）
3. 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適正な実施の担保を図る（令和8年10月1日施行）

- リスクアセスメント対象物は現時点で**2,316物質**が指定されており、今後（令和8年4月、令和9年4月）も追加される。
- 濃度基準値設定物質は、令和7年10月時点で、**176物質**となっている。
- 皮膚等障害化学物質は、令和7年7月時点で、**1,150物質**となっている。

- 労働災害の動向について

労働災害発生状況（帯広署、令和8年1月末時点）

業種	令和5年		令和6年		令和7年	
	全業種	7	590	6	555	8
	583		549		498	
製造業	0	85	1	85	1	79
	85		84		78	

死亡	死亡 + 休業
休業	

- 死傷災害（死亡災害と休業災害の合計）は年々減少している。
- 死亡災害は8件と、直近2年間で比較して増加している
- 令和7年の製造業の死亡災害は溺れによる災害であった。
- 直近3年間で化学物質等による災害は9件発生している。

労働災害発生状況（帯広署、令和8年1月末時点）

- 作業を中断する際、機械の掃除を行う際は機械を停止しましょう。
- 死傷災害事例についてHPに掲載していますのでご確認ください。



警戒！死亡労働災害多発

令和7年5月下旬、6月下旬に、死亡労働災害が新たに2件発生しました。そのため、十勝管内で発生した令和7年の死亡労働災害数は6月末時点で5人となり、**前年の同時期（1人）に比べ4人増加**となりました。

災害1 ブル・ドーザーの誤操作

建設工事の基礎工事で、被災者はブル・ドーザーによる掘土の働きを押し作業を行っていたが、ブル・ドーザーを停止させ、履帯の上に立ち姿勢を変えたところ、ブル・ドーザーが前進したため、履帯上で転倒し、地面に墜落したため、災害発生時、エンジンが稼働しており、安全レバーも作動していませんでした。

同種災害撲滅のために

- 運転席から離れた際は、エンジンを停止し、安全レバーを下げる等の注意を払う必要があること。
- 建設現場の機械を運転し、操作する場合は、投函講習（履帯乗車3トン以上）、特別教育（3トン未満）を終了すること。また、「危険又は有害な状態に陥っている者に対する安全衛生教育に関する指針（安全衛生部発第14号）」に基づき、毎年5年毎に再教育を受けるよう努めること。
- 作業計画を策定し、作業方法、作業手順を定めて、関係労働者に周知徹底すること。

厚生労働省・北海道労働局・帯広労働基準監督署
〒100-0010 東京都中央区千代田7丁目3番1号 労働局4階
TEL (0)3-5571-2244 (夜間発生時)

災害2 曲車への巻き込まれ

被災者は、履帯車の吊輪台（地上から約1.2メートル）の上で、履帯車を運転した状態で、動力を受けるレールに注油作業をしていたところ、動力を伝達する両車と内輪との間に左足を挟まれ、死亡したとの。

同種災害撲滅のために

- 機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う際は、機械の運転を停止すること。
- 機械の停止が取れない作業の場合は、
 - ① 作業前、巻き込まれる危険のある箇所に着衣等を脱げること。
 - ② 操作しやすい位置に非常停止装置を設置すること。
- 作業者と機械の所有者や管理担当者との間で危険源についての情報を共有し、具体的な安全措置・対策の担当者を決めて改善すること。
- 作業計画を策定し、作業方法、作業手順を定めて、関係労働者に周知徹底すること。
- 安全対策を有効にするため、必要に応じて、2人以上で確実な連携をとって作業に従事すること。例）作業する対象（対象では乗車）と操作部（本体では地上の操作部）が建っている場合等において、適切な合図により稼働と停止をして、調整作業を行う。

そのほか労働災害防止対策については、帯広労働局及び北海道労働局中、リーフレット等を配布しています。

労働管理、安全衛生情報を随時掲載！
帯広労働基準監督署のHPはこちら

厚生労働省・北海道労働局・帯広労働基準監督署
〒100-0010 東京都中央区千代田7丁目3番1号 労働局4階
TEL (0)3-5571-2244 (夜間発生時)

十勝から死亡労働災害をなくしましょう

令和7年8月、十勝管内土木工事現場において、**重機乗降設備の転落による死亡労働災害**が発生しました。

令和6年に帯広労働基準監督管内で発生した死亡労働災害が6件（内、建設業2件）であるところ、**令和7年に発生した死亡労働災害は既に6件（内、建設業は4件）**となっており、死亡労働災害の増加が懸念されています。

災害概要

被災者は、乗用ローラーを運転し、過積り4メートルの材料用の転落作業を行っていたところ、材料用の道路からローラーごと転落し、約3.4メートル下の川まで投げ出されたとの。

厚生労働省・北海道労働局・帯広労働基準監督署
〒100-0010 東京都中央区千代田7丁目3番1号 労働局4階
TEL (0)3-5571-2244 (夜間発生時)

作業における注意事項

重機乗降設備には、踏道の用機械（ローラー等）のほか、整地・運搬・積み込み用機械（トラクター・ショベル等）、掘削用機械（ドラグ・ショベル等）、基礎工用機械（くい打機等）、コンクリート打設用機械（ドラグ・ショベル等）があり、これらを用いて作業を行うとき、運転者や周囲の作業員の安全のため、法令に基づき確認を講ずる必要があります。

- 1. 作業計画を作成しましょう！**（労働基準法156条、155条）
事業者は、機械の転落や転山・転落等による労働者の危険を防止するため、**あらかじめ地形・地質の状態等を調査し、その結果を記録する必要がある**。
また、当該調査の結果に照らして**作業計画を策定し、違反の事項等を修正する必要があります**。
- 2. 転落等の防止措置を講じましょう！**（労働基準法157条第1項）
事業者は、機械の転落等による危険を防止するため、「**踏道の稼働停止**」「**踏道の水平低下防止**」「**必要な制動の確認**」を行う必要があります。
- 3. 誘導符を設置しましょう！**（労働基準法157条第2項）
事業者は、機械の転落等による危険を防止するため、**踏道を行う範囲を明示する誘導符**を、踏道等が通行しつづけたローラーや機械の通過を行う必要があります。

Check! 運転者は誘導符の設置に留意し、法令上定められています!
労働基準法157条第3項（罰則） 事業者は踏道の構造等は、誘導符を行う範囲等の防止の措置を怠らなければならない。

リスクアセスメントを実施しましょう

労働災害防止のため、法令に基づき確認を講ずるほか、**リスクアセスメント**を実施することが重要かつ効果的です。職務のあんげんサイトHPの実施支援システムの利用や、独自開発も問い、実施をご検討ください。

厚生労働省、安全衛生情報を随時掲載！
帯広労働基準監督署のHPはこちら

厚生労働省・北海道労働局・帯広労働基準監督署
〒100-0010 東京都中央区千代田7丁目3番1号 労働局4階
TEL (0)3-5571-2244 (夜間発生時)

化学物質に係る労働災害発生状況（全国）

接触

- フライヤーの油洗浄をするため、薬品をスポンジに浸してこすって汚れを落とす作業をしていたところ、手袋着用のみで腕カバーをつけていなかったため、薬品が袖口から腕に伝わり火傷した。
- 午前中に使用した器具を消毒するための消毒液を作る作業で、70 リットルの水が入ったタンクに次亜塩素酸ソーダを計量カップで 100cc 入れたところ、液がはねて目に入った。保護眼鏡を着用していなかった。
- 工場内で、ドラム缶から薬品（硝酸）をポンプで移していたところ、ポンプのゴムホースに小さな穴が開いており漏れた。両足の太もも辺りに火傷を負った。

中毒

- 床補修工事において、換気が不十分な状態でエンジン研磨機を使用したため、一酸化炭素中毒となった。

爆発

- 厨房で料理の仕込みのために、ガスコンロを 3 口使用したところ、ガスコンロの隣に置いてある**カセットガス**が爆発した。
- 作業場構内において、ガス溶断器を使用してドラム缶の天板を溶断しようとしたところ、当該ドラム缶が爆発した。

16

- 新たな化学物質対策について

新たに施行された化学物質対策について

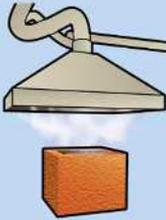
リスクアセスメント対象物 (674物質→903物質→2,316物質)

リスクアセスメントの実施

ばく露管理へ
作業環境管理のみでなく、呼吸用保護具等を併用して、ばく露を低減する。

ばく露の低減

リスクアセスメント結果に基づき、次の措置等を講じ、ばく露の程度を低減する。



- ① 代替物の使用
- ② 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
- ③ 作業の方法の改善
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用



濃度基準値設定物質	ばく露の濃度を 基準以下 とする
濃度基準値未設定の物質	ばく露の濃度を 最小限度 にする

リスクアセスメント対象物健康診断

- ① リスクアセスメント結果に基づき労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき
- ② 濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに

● 医師・歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、事後措置等を行う。

労働者の意見聴取

- ばく露の低減措置、RA対象物健康診断結果に基づく措置等について、労働者の意見を聴く機会を設ける。
- 講じた措置の概要については掲示・書面交付等により、労働者に周知する。

作業の記録

- 講じた措置の概要、ばく露の状況、がん原生物質取扱いの作業歴等の記録を作成し、保存する。

18

新たに施行された化学物質対策について

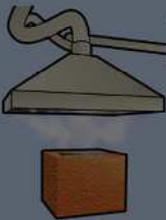
リスクアセスメント対象物 (674物質→903物質→2,316物質)

リスクアセスメントの実施

ばく露管理へ
作業環境管理のみでなく、呼吸用保護具等を併用して、ばく露を低減する。

ばく露の低減

リスクアセスメント結果に基づき、次の措置等を講じ、ばく露の程度を低減する。



- ① 代替物の使用
- ② 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
- ③ 作業の方法の改善
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用



濃度基準値設定物質	ばく露の濃度を 基準以下 とする
濃度基準値未設定の物質	ばく露の濃度を 最小限度 にする

リスクアセスメント対象物健康診断

- ① リスクアセスメント結果に基づき労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき
- ② 濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに

● 医師・歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、事後措置等を行う。

労働者の意見聴取

- ばく露の低減措置、RA対象物健康診断結果に基づく措置等について、労働者の意見を聴く機会を設ける。
- 講じた措置の概要については掲示・書面交付等により、労働者に周知する。

作業の記録

- 講じた措置の概要、ばく露の状況、がん原生物質取扱いの作業歴等の記録を作成し、保存する。

19

リスクアセスメントの対象となるもの

ラベル表示対象物 = 通知対象物 = リスクアセスメント対象物



● ラベル表示例



● ただし、主として「一般消費者の生活の用に与するためのもの」についてはこの限りではない。

例) 医薬品、農薬、その他一般家庭消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品。

リスクアセスメント対象物質等（令和7年4月1日施行）

ラベル表示対象物（安衛法第57条） ⇒ 2,316物質

● 譲渡・提供する際に、容器・包装にラベル表示をしなければならない物質



通知対象物（安衛法第57条の2） ⇒ 2,316物質

● 譲渡・提供する際に、相手方にSDSの交付等を行わなければならない物質



リスクアセスメント対象物（安衛法第57条の3） ⇒ 2,316物質

● リスクアセスメントを行わなければならない物質



SDSの記載内容

1. 化学品及び会社情報	9. 物理的及び化学的性質
2. 危険有害性の要約	10. 安定性及び反応性
3. 組成及び成分情報	11. 有害性情報
4. 応急措置	12. 環境影響情報
5. 火災時の措置	13. 廃棄上の注意
6. 漏出時の措置	14. 輸送上の注意
7. 取扱い及び保管上の注意	15. 適用法令
8. ばく露防止及び保護措置	16. その他の情報

- ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント対象物が、674物質から2,316物質へ追加されました。
- 今後も国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次追加される予定です。

安全データシート (SDS)

安全データシート	
作成日	2022年6月12日
改訂日	2014年9月21日
1. 化学品等及び会社情報	
化学品等の名称	エタノール(Ethanol)
製品コード	H25-B-007(218016)
会社名	〇〇〇株式会社
住所	東京都△△区△△町△△丁目△△番地
電話番号	03-1234-5678
ファックス番号	03-1234-5678
電子メールアドレス	連絡先@会社名.jp
緊急連絡電話番号	03-1234-5678
推奨用途及び使用上の制限	多くのエタノールは可燃性でアルコール飲料、発酵食品、消毒薬、家庭用アルコール、医薬品(消毒剤、ローション、トニック、コロン)製造、畜産畜工業、有機合成化学工業の溶剤、化粧品、インク(顔料)の溶剤(顔料)に使用される。
2. 危険有害性の要約	
GHS分類	H25.2.2. 政府GHS分類ガイダンス(H25.2)を使用
物理化学的危険性	GHS02: 引火性液体
健康に対する有害性	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2 皮膚に対する重篤な損傷性又は皮膚刺激性 区分1B 水生環境有害性(急性) 区分2 水生環境有害性(長期) 区分2
環境に対する有害性	水生環境有害性(急性) 区分2 水生環境有害性(長期) 区分2
注	上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府GHS分類ガイダンス文書で規定された「分類対象外」(区分1または「分類できない」)に該当する。なお、健康有害性については後述の11項に「分類対象外」(区分1または「分類できない」)の記載がある。
GHSラベル要素	
絵表示	

ラベル表示

注意喚起語	危険
危険有害性情報	引火性の高い液体及び蒸気 燃焼 呼吸器への刺激のおそれ 既成又は潜在的なアレルギー反応のおそれ 長期間のおそれ 環境又は生態系への影響のおそれ 長期にわたる、又は反復曝露による神経系の障害のおそれ
注意書き	使用前に取扱説明書を入力すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱/火花/裸火/高温のものによる着火源から遠ざけること。一燃焼 可燃物を貯蔵しておこなうこと。 可燃物を貯蔵しておこなうこと。 防滴剤の電気機器/電気装置/照明機器を使用すること。 火花を発生させないよう注意すること。 静電気を発生させないよう注意すること。 燃焼/爆発/ガス/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 燃焼/爆発/ガス/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
安全対策	取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は蒸気の多い場所でのみ使用すること。 保護手袋/保護衣/保護鏡/保護面罩を使用すること。
応急措置	皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された表面を全て拭くこと。皮膚を洗剤/シャワーで洗うこと。 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢を保持すること。 吸入した場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを使用している場合は外すこと。その後、必要に応じて医師の診察を受けること。 ばい菌又はばい菌の懸念がある場合: 医師の診察/手術を受けること。 気分が悪い時は直ちに連絡すること。 気分が悪いときは、医師の診察/手術を受けること。 目の刺激が続く場合: 医師の診察/手術を受けること。 火災の場合: 消火するための適切な消火剤を使用すること。
保管	燃気の多い場所で保管すること。容器を密封しておくこと。 燃気の多い場所で保管すること。湿いところに置くこと。 密閉して保管すること。
廃棄	内容物/容器等が都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。
他の危険有害性	情報なし
3. 組成及び成分情報	
単一製品・混合物の区別	単一製品
学名又は一般名	エタノール
別名	エタノール、エタノール、エタノール、エタノール
濃度又は含量範囲	100%
分子式(分子量)	C2H6O (46.069)
化学特性(水溶性又は構造式)	HO-CH ₂ -CH ₃
CAS番号	64-17-5
官能公表管理番号(毒害法)	(2): 202
官能公表管理番号(安衛法)	蒸気
分類に該当する手袋物及び安定化剤	情報なし

11. 有害性情報

11. 有害性情報	
急性毒性-経口	ラットのLD50値=6,200 mg/kg, 11,500 mg/kg, 17,800 mg/kg, 13,700 mg/kg (PATTY 16th (2012)), 15,010 mg/kg, 7,000-11,000 mg/kg (SDS (2005)) はすべて区分外に該当している。
経皮	ウサギのLDL0=20,000 mg/kg (SDS (2005)) に基づき区分外とした。
吸入: ガス	GHSの定義における液体である。
吸入: 蒸気	ラットのLC50=63,000 ppmV (DFGOT vol.12 (1998)), 66,280 ppmV (124.7 mg/L) (SDS (2005)) のいずれも区分外に該当する。なお、試験物質の濃度は飽和蒸気圧度、78,028 ppmV (147.1 mg/L) (D96, 170.22) ppmV (132.4 mg/L) より高い値であることから、ppmV を単位とする基準値を用いた。
吸入: 粉じん及びエアロゾル	データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性及び刺激性	ウサギに4時間ばい菌した試験 (OECD TG 404) において、適用および4時間後の試験の平均スコアが10、その他の時点でばい菌及び浮腫の平均スコアは全て0であり、「刺激性なし」の評價(SDS (2005)) に基づき、区分外とした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	ウサギを用いた2つのDrazen試験 (OECD TG 405) において、中等度の刺激性と評価される (SDS (2005))。このうち、1つの試験では、所見として角膜炎、虹彩炎、角膜赤赤、軽度浮腫がみられ、第1日の平均スコアが角膜炎で1以上、結膜充血で1以上であり、かつほとんどの所見が7日以内に回復した (OECD TG 405 (2) (1998))。ことから、区分外に分類した。

15. 適用法令

15. 適用法令	
注	適用法令は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載するに当たっては、最新情報を確認してください。
労働安全衛生法	危険物-引火性の物 名称等を表示すべき危険有害物(法第57条、施行令第18条別表第9) 名称等を表示すべき危険有害物(法第57条の2、施行令第18条の別表第9) リスクアセスメントを実施すべき危険有害物(法第57条の3)
消防法	第4類引火性液体、アルコール類
大気汚染防止法	揮発性有機化合物
海洋汚染防止法	有害液体物質
航空法	引火性液体
船舶安全法	引火性液体類
海商法	その他の危険物-引火性液体類
運送法	車両の通行の制限
16. その他の情報	
参考文献	各データ欄に記載した。

化学物質管理者の選任

リスクアセスメント対象物を、**製造** 又は **取り扱う** 場合

化学物質管理者を選任して事業に関わる

化学物質の自主的管理を行います。

- 法令により定められた**職務**があります (次ページ)
- 事業者は、**職務**を実施できる権限を化学物質管理者に付与します
- 14日以内に選任する必要があります
- 選任される者に、資格が必要な場合があります
製造する事業場 厚生労働省で定める講習の修了者
上記以外の事業場 資格なし (講習を受けることが望ましい)
- 氏名を関係労働者に周知する必要があります
→見やすい場所に掲示することや、腕章を付ける等

化学物質管理者の職務

1. 法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書及び法第57条の2第1項の規定による通知に関すること
2. リスクアセスメントの実施に関すること
3. 第577条の2第1項及び第2項の措置その他法第57条の3第2項の措置の内容及びその実施に関すること
4. リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること
5. 第34条の2の8第1項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること
6. 第577条の2第12項の規定による記録の保存並びにその周知に関すること
7. 第1号から第4号までの事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育に関すること

24

化学物質管理者の職務

1. 法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書及び法第57条の2第1項の規定による通知
→ラベル表示や安全データシート（SDS）の通知のこと
に関すること
2. リスクアセスメントの実施に関すること
3. 第577条の2第1項及び第2項の措置その他法第57条の3第2項の措置の内容及びその実施に関すること
→リスクアセスメントにより検討したばく露低減措置等
4. リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること
5. 第34条の2の8第1項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に
→①リスクアセスメント対象物の名称 ②業務内容 ③結果 ④措置内容
に関すること
6. 第577条の2第12項の規定による記録の保存並びにその周知に関すること
→①ばく露低減措置の状況 ②ばく露状況 ③氏名、業務概要等 ④意見聴取の状況
がん原生物質の場合に必要
7. 第1号から第4号までの事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育に関すること

25

化学物質管理者の講習について

リスクアセスメント対象物を製造する事業場

左以外の事業場

形式	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2.5
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	0.5
	関係法令	1
	実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等

形式	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	1.5
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	2
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	1.5
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	0.5
	関係法令	0.5

26

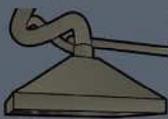
新たに施行された化学物質対策について

リスクアセスメント対象物 (674物質→903物質→2,316物質)

リスクアセスメントの実施

ばく露管理へ
作業環境管理のみでなく、呼吸用保護具等を併用して、ばく露を低減する。

ばく露の低減



リスクアセスメント結果に基づき、次の措置等を講じ、ばく露の程度を低減する。

- ① 代替物の使用
- ② 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
- ③ 作業の方法の改善
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用



濃度基準値設定物質	ばく露の濃度を 基準以下 とする
濃度基準値未設定の物質	ばく露の濃度を 最小限度 にする

リスクアセスメント対象物健康診断

- ① リスクアセスメント結果に基づき労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき
- ② 濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに

● 医師・歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、事後措置等を行う。

労働者の意見聴取

- ばく露の低減措置、RA対象物健康診断結果に基づく措置等について、労働者の意見を聴く機会を設ける。
- 講じた措置の概要については掲示・書面交付等により、労働者に周知する。

作業の記録

- 講じた措置の概要、ばく露の状況、がん原生物質取扱いの作業歴等の記録を作成し、保存する。

27

化学物質のリスクアセスメントについて

●体制（指針記の4）

化学物質管理者の選任や安全衛生委員会の審議事項、労働者の意見聴取をどのように行うか、など

●時期（安衛則第34条の2の7第1項、指針記の5）

- ①リスクアセスメント対象物に係る新規作業を開始するとき
- ②リスクアセスメント対象物に係る作業手順を変更するとき
- ③リスクアセスメント対象物の有害性等に変化が生じたとき

●事前準備（指針記の7）

S D S や作業手順、災害事例、過去のリスクアセスメント結果を収集

●リスクアセスメント（指針記の8、9、10）

- ①危険性または有害性の特定（安衛法第57条の3第1項）
- ②リスクの見積り（安衛則第34条の2の7第2項）
- ③リスク低減措置の検討（安衛法第57条の3第1項）

●リスク低減措置の実施（安衛法第57条の3第2項、指針記の10）

●リスクアセスメント結果の周知や記録の保存（安衛則第34条の2の8）

下記事項を**関係労働者に周知**し、記録を次のリスクアセスメント（リスクアセスメントを行った日から起算して3年以内に当該リスクアセスメント対象物についてリスクアセスメントを行ったときは、3年間）まで**保存**する

- ①リスクアセスメント対象物の名称
- ②業務内容
- ③リスクアセスメントの結果
- ④リスク低減措置の内容

「化学物質等による危険性
又は有害性等の調査等に関する指針」
(改正令和5年4月27日公示第4号)



化学物質のリスクアセスメントについて

●リスクアセスメントのツール



職場のあんぜんサイト▲
スクリーニング支援ツール
(爆発、火災等)



厚生労働省HP▲
業種別・作業別
マニュアル



職場のあんぜんサイト▲
CREATE-SIMPLE
(クリエイトシンプル)



職場のあんぜんサイト▲
その他のツール

●リスクアセスメントの手法



労働安全衛生総合研究所▲
安衛研手法



厚生労働省HP▲
化学プラントにかかるセーフ
ティ・アセスメントについて

※中災防の書籍
「化学物質によ
る爆発・火災を
防ぐ」

J I S H A方式



高圧ガス保安協会▲
リスクアセスメント・
ガイドライン

食料品製造業における製造・加工設備の洗浄作業に使用される主な化学物質

成分名(別名)	CAS登録番号	有機形	特化剤	RA対象物*	濃度基準値	がん原性物質	皮膚等障害	毒物法	GHSピクトグラム	備考
□ トリエタノールアミン	102-71-6			●	●		●		⚠	アルカリ性洗浄剤
□ 2-アミノエタノール	141-43-5			●	●		●		⚠	アルカリ性洗浄剤
□ 氷結化ナトリウム	1310-58-3			●			●		⚠	アルカリ性洗浄剤
□ 氷結化ナトリウム	1310-73-2			●			●		⚠	アルカリ性洗浄剤
□ 次亜塩素酸ナトリウム	7681-52-9						●		⚠	塩素系漂白剤(アルカリ性)

*RA対象物：リスクアセスメント対象物

食料品製造業における製造・加工設備の洗浄作業
化学物質管理マニュアル

本マニュアルの位置づけ

- 本マニュアルは、主に食料品製造業において使用される食品製造設備や、食品加工設備の洗浄作業において、適切なリスク低減措置を示すことを目的に、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針^{※1}に対応したものです。
- マニュアルにより、以下を実施できます。
- ✓ 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できる
- ✓ 定められた措置を適切に実施することで、その作業においてリスク低減措置を実施することができる
- マニュアルに記載のリスク低減措置は、典型的な作業条件を想定の上、策定されています。マニュアルに記載以外の対応（より実態に即した対応や、より合理的な対応）を行う場合は、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針に照り、個別にリスクアセスメントを行い、リスクに応じて個別に対策を決定・実行してください。

適用範囲と使用上の注意

- 本マニュアルでは、以下の作業工程を想定しております。実施する作業内容と一致する場合にのみ、本マニュアルを適用可能です。
 - Ⓐ 希釈・小分け：洗浄剤の原液を希釈し、小分け容器やフォームガンの容器に移す一連の作業工程
 - Ⓑ 部品等の手洗い：食品製造設備や食品加工設備の一部や部品等を取り外し、シンク等においてスポンジ等を用いて手洗いする工程
 - Ⓒ フォームガンによる洗浄：食品製造・加工設備をフォームガンを用いて洗浄する工程
- 使用者は、マニュアルの想定と実態が乖離していないか、継続的に確認し、使用しなければなりません。
- 化学品にマニュアルの裏表紙に記載されていない成分が含まれている場合、マニュアルで示す対策は不十分である可能性があります。特にSDS 15項において、裏表紙に記載の成分以外の皮膚等障害化学物質が示されている場合、皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル^{※2}に基づき、保護手袋の耐透過性が当該成分に対して十分か、確認する必要があります。
- マニュアルで不明な点等は、付属の解説テキストを参照してください。なお化学物質管理者は、解説テキストの内容をよく理解の上、本マニュアルを使用してください。

※1平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針(公示第3号(令和5年4月27日危険性又は有害性等の調査等に関する指針(第4号)に改正)) (<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091557.pdf>)

※2皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(第2版 令和7年3月) (<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001443253.pdf>)

本マニュアルは令和6年3月1日現在のものであり、使用時の法令の適用関係については適宜確認すること。

食料品製造業における製造・加工設備の洗浄作業 化学物質管理マニュアル

化学物質管理者	保護具着用管理責任者	作業員(又は職長等)			
作業情報					
作業内容	化学品名・メーカー名	成分名 ※裏表紙のチェック欄に✓			
作業期間(任意)	備考(任意)				
化学物質取扱時の留意点					
危険性(火災爆発に関連)	リスク低減対策	<p>防護手袋 サイドシールド付き保護眼鏡 フェイスシールド 部分防護服(前掛け) アームカバー 防護靴</p>			
有害性(健康有害性に関連)	保護具の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○皮膚等障害化学物質を含む場合、保護手袋、保護衣、保護靴は不浸透性のものを選択する。 ○手袋着用前には、傷・穴あき確認を実施する。 ○手袋を脱ぐ際には、手袋に付着する化学物質が身体に付着しないよう、化学物質の付着面が内側になるように脱ぐ。 			
緊急時の対応	実施すべき事項/留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○SDSやpH試験紙等で洗浄剤のpHをあらかじめ確認する。 ○洗浄剤の小分け容器には、「洗浄剤の名称」「人体に及ぼす作用」「希釈倍率」「作成日」「混ぜるな危険(必要に応じて)」を貼付する。 ○足元に洗浄剤を撒く場合、滑って転倒し化学物質が身体に付着しないように注意する。 ○作業中は換気扇を動作させる。 ○作業の終了後は、すぐに手を洗う。 			
リスク低減措置					
作業内容	吸入対策	保護手袋	保護眼鏡	保護衣・保護靴	備考
Ⓐ 希釈・小分け	—	ニトリゴム製の防護手袋を使用する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。ただしアルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、フェイスシールドを着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の部分防護服(前掛け等)、アームカバーを使用する。	希釈時は水しぶきが上からないように水面近くでゆっくり投入する。小分け容器に移す際は漏斗を使用する。希釈後の洗浄剤タンクや容器は、低い位置で保管する。
Ⓑ 部品等の手洗い	—	ニトリゴム製の防護手袋を使用する。なお洗浄剤に「2-アミノエタノール」が含まれる場合は、240分以内に手袋を交換する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の部分防護服(前掛け等)を着用する。	保護手袋に付着した洗浄剤が身体に付着しないよう留意する。付着が避けられない場合は、付着部位を覆う保護衣を着用する。
Ⓒ フォームガンによる洗浄	—	ニトリゴム製の防護手袋を使用する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の防護靴を着用する。なお、身体より高い位置を洗浄する場合は、付着可能性のある部位を覆う防水性の部分防護服、アームカバーを使用する。	—
従事する作業	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載
※Ⓐ※Ⓑを記載	※化学物質管理者又は保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入
記録欄					
異常の記録	※保護具の着用忘れ、こぼした、服に入ったなどの異常や、応急処置の内容等の記録を記載			その他記録	

チェック	成分名(別名)	CAS RN	有機物	特化用	RA対象物※	がん原性物質	遺伝毒性物質	皮膚等障害	発がん性	GHSDピクトグラム	備考
<input type="checkbox"/>	シクロヘキサノン	108-94-1	●								
<input type="checkbox"/>	酢酸エチル	141-78-6	●								
<input type="checkbox"/>	メタノール	67-56-1	●								
<input type="checkbox"/>	エチレンジクロールモノエチルエーテルアセテート	111-15-9	●								
<input type="checkbox"/>	1-ブタノール	71-36-3	●								
<input type="checkbox"/>	インブチルアルコール	78-83-1	●								
<input type="checkbox"/>	トルエン	108-88-3	●								
<input type="checkbox"/>	酢酸 n-ブチル	123-86-4	●								
<input type="checkbox"/>	キシレン	1330-20-7	●								
<input type="checkbox"/>	メチルエチルケトン	78-93-3	●								
<input type="checkbox"/>	イソプロピルアルコール	67-63-0	●								
<input type="checkbox"/>	エチルベンゼン	100-61-4	●								
<input type="checkbox"/>	メチルイソブチルケトン	108-10-1	●								
<input type="checkbox"/>	トリメチルベンゼン	108-94-9 95-93-2 91-6-229-229	●								
<input type="checkbox"/>	プロピレングリコールモノメチルエーテル	107-98-2	●								
<input type="checkbox"/>	プロピレングリコールメチルエーテルアセテート	108-65-6	●								
<input type="checkbox"/>	ジニブチルケトン	108-83-8	●								
<input type="checkbox"/>	クメン	98-82-8	●								

※RA対象物：リスクアセスメント対象物

本マニュアルは令和6年3月1日現在のものであり、使用時の法令の適用関係については適宜確認すること。

化学物質管理マニュアル

本マニュアルの位置づけ

● 本マニュアルは、**工業塗装**において、適切なリスク低減措置を示すことを目的に、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針^{※1}に対応したものです。

- マニュアルにより、以下を実施できます。
- ✓ 作業ごとに労働者が扱われる物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できる
- ✓ 定められた措置を適切に実施することで、その作業において、リスク低減措置を実施することができる

● マニュアルに記載のリスク低減措置は、典型的な作業条件を想定の上、策定されています。マニュアルに記載以外の対応（より実態に即した対応や、より合理的な対応）を行う場合は、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針に明記、個別にリスクアセスメントを行い、リスクに応じて個別に対策を決定・実行してください。

適用範囲と使用上の注意

● 本マニュアルでは、以下の作業工程を想定しております。実施する作業内容と一致する場合にのみ、本マニュアルを適用可能です。

- ① **攪拌・混合**：塗料缶（一斗缶など）を電動攪拌機等を用いて攪拌の上、小分け容器に移し、複数の塗料を混合する工程。
- ② **製品の塗装**：スプレーガンにて、製品を塗装する工程。
- ③ **スプレーガンの洗浄**：シンナー等の洗浄液を用いたスプレーガンの擦り洗い、吹付操作と同じ要領で捨て拭きを行う一連の洗浄工程。

● 使用者は、マニュアルの想定と実態が乖離していないか、継続的に確認し、使用しなければなりません。

● マニュアルの裏表紙に記載されていない成分が化学品に含まれている場合、本マニュアルで示す対策では不十分である可能性がある。呼吸用保護具の種類を見直す、また、保護手袋については皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル^{※2}を参照の上、塗料に含まれる化学物質に対する手袋材料の耐透過性が十分か、確認する必要がある。

● マニュアルで不明な点等は、付属の解説テキストを参照してください。なお化学物質管理者は、解説テキストの内容をよく理解の上、本マニュアルを使用してください。

※1平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号（令和5年4月27日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号により改正）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/00191567.pdf>）
 ※2皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（第2版 令和7年3月）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001443253.pdf>）

工業塗装作業 化学物質管理マニュアル

化学物質管理者	保護具着用管理責任者	作業内容	化学品名・メーカー名	化学物質名	※裏表紙のチェック欄に✓
作業情報					
作業内容			備考(任意)		
作業期間(任意)			備考(任意)		
化学物質取扱時の留意点					
危険性 (火災爆発に関連)		○燃えやすい液体。蒸気が滞留すると爆発・火災のおそれがある。	リスク低減対策		
有害性 (健康有害性に関連)		○吸入すると有害 ○接触により皮膚及び眼への損傷やアレルギー性皮膚反応を起こすおそれ ○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、①呼吸器、臓器、中枢神経系への障害、②生殖能力や胎児への悪影響、③発がん性のおそれがある。	保護具の留意点		○呼吸用保護具の選定時はフィットテスト等を行い保護具の密着性を確認する。着用前にはシールチェックを実施する。 ○皮膚等障害化学物質を含む場合、保護手袋、保護衣、保護靴は不透水性のものを選択する。 ○手袋着用前には、傷・穴あき確認を実施する。 ○手袋を脱ぐ際には、手袋に付着する化学物質が身体に付着しないよう、化学物質の付着面が内側になるように脱ぐ。 ○脱いだ手袋は、密閉可能な容器または袋に廃棄する。
緊急時の対応		○吸入によりめまいや頭痛等の症状がある場合、速やかに現場から運び出し、医師の診断を受ける。 ○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹸水及び水で洗い流し、炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○眼に入った場合直ちに洗浄な流水で数分間洗った後、医師の処置を受ける。	実施すべき事項/留意点		○作業の終了後は、すぐに手を洗う。 ○塗料やシンナーを拭き取った工事は、密閉可能な容器または袋に廃棄する。 ○引火性の塗料・シンナーを使用する際は火気厳禁。また静電気等の点火源にも留意する。 ○作業環境中の有機溶剤が高濃度にならないよう、事前に換気計画を立てる。
リスク低減措置					
作業内容	吸入対策	保護手袋	保護眼鏡	保護衣・保護靴	備考
① 攪拌・混合	局所排気装置やフッシュ型換気装置等を使用する。 特別規則（特化則、有機則等）の適用対象となる作業については、それら規定に従う。	含有する全ての皮膚等障害化学物質に対して、化学防護手袋適合表の耐透過性が○以上の材料の手袋を使用する。 もしくは、全ての含有成分に対して耐透過性△以上の手袋を使用し、240分以内に交換する。 なお皮膚等障害化学物質を含まない場合についても、保護手袋の使用を推奨する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。	皮膚が露出しない服・靴を着用の上、部分化学防護服（前掛け）を着用する。	
② 製品の塗装	【自社でリスクアセスメントを実施すること】 換気状況等は工場や設備の設計に依存することから、自社でリスクアセスメントを行い、その結果に基づき、労働者のばく露濃度が濃度基準値以下かつ最小限度になる措置を講じる。 特別規則（特化則、有機則等）の適用対象となる作業については、それら規定に従う。	含有する全ての皮膚等障害化学物質に対して、化学防護手袋適合表の耐透過性が○以上の材料の手袋を使用する。 もしくは、全ての含有成分に対して耐透過性△以上の手袋を使用し、240分以内に交換する。 なお皮膚等障害化学物質を含まない場合についても、保護手袋の使用を推奨する。	最低限ゴグル型保護眼鏡を着用する。 なお接触状況等は作業内容や設備に依存することから、自社で接触可能性の有無を確認し、その結果に基づき、必要な措置を講じる。	最低限皮膚が露出しない服・靴を着用する。 なお接触状況等は作業内容や設備に依存することから、自社で接触可能性の有無を確認し、その結果に基づき、必要な措置を講じる。	
③ スプレーガンの洗浄	局所排気装置やフッシュ型換気装置等を使用する。 特別規則（特化則、有機則等）の適用対象となる作業については、それら規定に従う。	含有する全ての皮膚等障害化学物質に対して、化学防護手袋適合表の耐透過性が○以上の材料の手袋を使用する。 なお皮膚等障害化学物質を含まない場合についても、保護手袋の使用を推奨する。	ゴグル型保護眼鏡を着用する。	皮膚が露出しない服・靴を着用する。	
従事する作業	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載
※A～Cを記載	※化学物質管理者又は保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入
記録欄					
異常の記録	※保護具の着用忘れ、こぼし、眼に入ったなどの異常や、応急処置の内容等の記録を記載			その他記録	

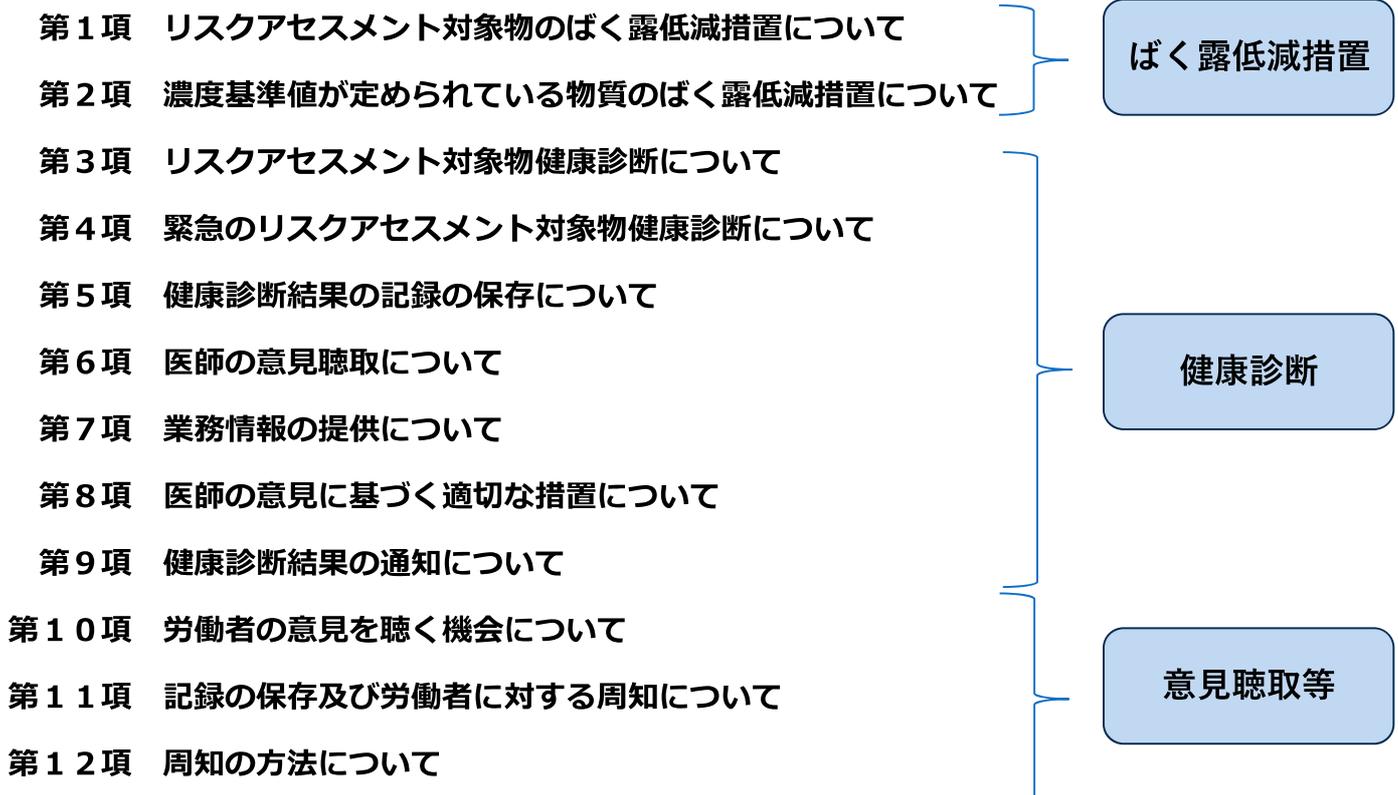
リスクアセスメントの結果、**保護具** を使用させる場合

保護具着用管理責任者を選任して事業に関わる
保護具の管理を行います。

- 法令により定められた**職務**があります
 - ①適切な選択に関すること
 - ②適切な使用に関すること
 - ③保守管理に関すること
- 事業者は、**職務**を実施できる権限を付与します
- 14日以内に選任する必要があります
- 選任される者に、知識と経験が必要です
 - 保護具着用管理責任者講習または、第一種衛生管理者 等
- 氏名を関係労働者に周知する必要があります
 - 見やすい場所に掲示することや、腕章を付ける等

36

労働安全衛生規則第577条の2について



37

新たに施行された化学物質対策について

リスクアセスメント対象物 (674物質→903物質→2,316物質)

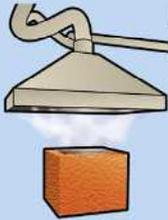
リスクアセスメントの実施

ばく露管理へ
作業環境管理のみでなく、呼吸用保護具等を併用して、ばく露を低減する。

ばく露の低減

リスクアセスメント結果に基づき、次の措置等を講じ、ばく露の程度を低減する。

- ① 代替物の使用
- ② 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
- ③ 作業の方法の改善
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用



濃度基準値設定物質	ばく露の濃度を 基準以下 とする
濃度基準値未設定の物質	ばく露の濃度を 最小限度 にする

リスクアセスメント対象物健康診断

- ① リスクアセスメント結果に基づき労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき
- ② 濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに

● 医師・歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、事後措置等を行う。

労働者の意見聴取

- ばく露の低減措置、RA対象物健康診断結果に基づく措置等について、労働者の意見を聴く機会を設ける。
- 講じた措置の概要については掲示・書面交付等により、労働者に周知する。

作業の記録

- 講じた措置の概要、ばく露の状況、がん原生物質取扱いの作業歴等の記録を作成し、保存する。

38

ばく露低減措置について（第1項～第2項）

●ばく露低減措置（第1項）

リスクアセスメント対象物を取り扱う事業者は、**リスクアセスメントの結果等**に基づき、労働者の健康障害を防止するために、**ばく露低減措置**（※）を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者が暴露される程度を**最小限度**にしなければならない。

（※例）代替物、発散原密閉装置、局所排気装置、作業方法改善、呼吸用保護具 等

●濃度基準値が定められている物質のばく露低減措置（第2項）

リスクアセスメント対象物のうち、濃度基準値が定められている物質を**屋内作業場**で使用する場合は、労働者がばく露される程度を、**濃度基準値**以下としなければならない。

濃度基準値以下を確認する方法：個人ばく露測定、作業環境測定、数理モデル

屋内作業場 かつ 濃度基準値を超えるおそれ

指針に基づく確認測定、ばく露低減措置

指針
(令和7年10月8日)



濃度基準値
設定物質



39

新たに施行された化学物質対策について

リスクアセスメント対象物 (674物質→903物質→2,316物質)

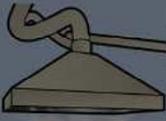
リスクアセスメントの実施

ばく露管理へ
作業環境管理のみでなく、呼吸用保護具等を併用して、ばく露を低減する。

ばく露の低減

リスクアセスメント結果に基づき、次の措置等を講じ、ばく露の程度を低減する。

- ① 代替物の使用
- ② 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
- ③ 作業の方法の改善
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用



濃度基準値設定物質	ばく露の濃度を 基準以下 とする
濃度基準値未設定の物質	ばく露の濃度を 最小限度 にする

リスクアセスメント対象物健康診断

- ① リスクアセスメント結果に基づき労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき
- ② 濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに

- 医師・歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、事後措置等を行う。

労働者の意見聴取

- ばく露の低減措置、RA対象物健康診断結果に基づく措置等について、労働者の意見を聴く機会を設ける。
- 講じた措置の概要については掲示・書面交付等により、労働者に周知する。

作業の記録

- 講じた措置の概要、ばく露の状況、がん原生物質取扱いの作業歴等の記録を作成し、保存する。

40

リスクアセスメント対象物健康診断について（第3項～第4項）

● リスクアセスメント対象物健康診断（第3項）

リスクアセスメントの結果、健康障害発生リスクが**許容される範囲を超える**と判断された場合に、関係労働者の意見を聴き、必要があると認められる者について実施する健康診断

例1 1日に5回以上濃度基準値を超えるばく露があったとき

例2 濃度基準値が設定されていない物質でばく露対策が不十分だったとき

例3 濃度基準値が設定されていない物質が漏洩し、労働者が大量ばく露したとき

例4 リスクアセスメント対象物による体調不良が発生したとき

● 緊急のリスクアセスメント対象物健康診断（第4項） ← 指針では「第四項健診」と記載されている。

労働者が**濃度基準値を超えてばく露したおそれ**がある場合に**速やかに**実施する健康診断

例1 濃度基準値が設定されている物質で、濃度基準値以下にする、ばく露低減措置の実施が不十分だったとき

例2 濃度基準値が設定されている物質が漏洩し、労働者が大量ばく露したとき

ガイドライン
(令和5年10月17日)



41

リスクアセスメント対象物健康診断について（第5項～第9項）

●健康診断結果の記録の保存（第5項）

リスクアセスメント対象物に関する健康診断を行ったときは、**リスクアセスメント対象物健康診断個人票**（安衛則様式第24号の2）を作成し、**5年間**保存しなければならない。

健康診断の対象となる物質が**がん原生物質**である場合は、リスクアセスメント対象物健康診断個人票を、**30年間**保存しなければならない。

様式第24号の2



がん原生物質



●医師等の意見聴取（第6項）※医師等＝医師又は歯科医師

異常の所見があると診断された労働者の健康診断結果について、健康診断実施日から**3か月以内**に医師等の意見を聴取し、その意見をリスクアセスメント対象物**健康診断個人票に記載**しなければならない。

なお、意見聴取に必要な情報を医師等から求められた場合は、速やかに提供する（第7項）

●医師の意見に基づく適切な措置（第8項）

医師等の意見を勘案し、必要と認めるときは、**適切な措置**を講じなければならない。

就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置や整備、安全衛生委員会に医師等の意見を報告すること 等

●健康診断結果の通知（第9項）

労働者に**遅滞なく**、リスクアセスメント対象物健康診断の結果を通知しなければならない。

42

新たに施行された化学物質対策について

リスクアセスメント対象物（674物質→903物質→2,316物質）

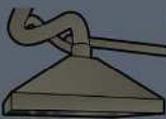
リスクアセスメントの実施

ばく露管理へ
作業環境管理のみでなく、呼吸用保護具等を併用して、ばく露を低減する。

ばく露の低減

リスクアセスメント結果に基づき、次の措置等を講じ、ばく露の程度を低減する。

- ① 代替物の使用
- ② 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
- ③ 作業の方法の改善
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用



濃度基準値設定物質 ばく露の濃度を**基準以下**とする

濃度基準値未設定の物質 ばく露の濃度を**最小限度**にする

リスクアセスメント対象物健康診断

- ① リスクアセスメント結果に基づき労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき
- ② 濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに

●医師・歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、事後措置等を行う。

労働者の意見聴取

- ばく露の低減措置、RA対象物健康診断結果に基づく措置等について、労働者の意見を聴く機会を設ける。
- 講じた措置の概要については掲示・書面交付等により、労働者に周知する。

作業の記録

- 講じた措置の概要、ばく露の状況、がん原生物質取扱いの作業歴等の記録を作成し、保存する。

43

労働者の意見聴取等について（第10項～第12項）

●労働者の意見を聴く機会（第10項）

ばく露低減措置等の講じた措置について、**関係労働者に意見を聴く機会**を設けなければならない。



- 第1項 リスクアセスメント対象物のばく露低減措置
- 第2項 濃度基準値以下にするために講じた措置
- 第8項 医師等の意見よりその必要があると認めるときに講じた措置

●記録の保存及び労働者に対する周知（第11項）

法律に定める事項について、**1年を超えない期間ごとに1回**、定期的に、記録を作成し、**法令に定める期間保存**するとともに、関係労働者に対して**周知**しなければならない。

物質によって記録事項や保存期間が異なります。

リスクアセスメント対象物

保存期間：3年

- ①ばく露低減措置等（周知）
- ②ばく露状況
- ③関係労働者の意見状況（周知）

がん原生物質

保存期間：3年（②③は30年間）

- ①ばく露低減措置等（周知）
- ②ばく露状況
- ③労働者氏名、作業概要、従事期間、汚染発生の概要、応急措置
- ④関係労働者の意見状況（周知）

●周知の方法（第12項）

法律に定める方法により**周知**しなければならない。

→掲示、書面交付、パソコン等

44

皮膚等障害化学物質について

●皮膚等障害の予防について

皮膚等障害化学物質を使用する場合、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を**使用させなければならない**（安衛則第594条の2）

皮膚等障害化学物質と「健康障害を生ずる恐れがないことが明らかな化学物質」以外の化学物質を使用する場合、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させるよう**努めなければならない**（安衛則第594条の3）

皮膚等障害化学物質：皮膚刺激性有害物質と皮膚吸収性有害物質

皮膚**刺激**性有害物質：皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが**明らかな**化学物質

皮膚**吸収**性有害物質：皮膚から吸収され、皮膚に侵入して健康障害を生ずることが**明らかな**化学物質等

●保護手袋の注意点

保護手袋の**使用時間**は、化学物質の作業時間と同じものではありません。使用を開始してから時間が経過するとともに化学物質が保護手袋に浸透していくため、使用時間が経過した保護手袋は使用してはいけません。

皮膚等障害化学物質



化学物質による労働災害防止のための新たな規制について



45

● リスクアセスメント対象物を別の容器に入れる場合の措置について（安衛則第33条の2）

リスクアセスメント対象物を包装又は容器に入れて保管する場合は、**名称及び人体に及ぼす作用**をその**容器等に表示等**して、当該物を取り扱う者に明示しなければならない。

容器や包装に表示すること以外にも、名称及び人体に及ぼす作用を文書にして交付すること、使用する場所にその旨を掲示すること、使用する場所に必要事項記載した一覧表を備え付ける 等

● がん等の遅発性疾病の強化について（安衛則第97条の2）

化学物質を製造又は取り扱う業務を行う事業場で、**1年以内に2人以上**の労働者が同種のがんに罹患したことを把握した時は、その業務起因性について、**遅滞なく**、医師の意見を聴かなければならない。

医師の意見により、がんの罹患が業務に起因するものと疑われると判断されたときは、**遅滞なく**、法律に定める事項について、**所轄都道府県労働局長**に報告しなければならない。

〈法律に定める事項〉

- ①がんを罹患した労働者が従事した業務において、製造し、又は取り扱った化学物質の名称
- ②がんを罹患した労働者が、従事していた業務の内容及び当該業務に従事していた期間
- ③がんを罹患した労働者の年齢及び性別

● その他法令改正等について

第14次労働災害防止計画（帯広）

- 令和6年は死亡災害（目標5人<6人）、死傷災害（目標467人<528人）とも達成できず。
- 令和6年の死亡災害は全道ワースト2。
- 新たな取組「とかち労基通信」をHP上で発行。身近な会社の取組を紹介し、関心を高める。

とかち労基通信 令和7年1月号 №1



「誰もが安全で健康に働く十勝のために」

この通信は誰もが安全で健康に働く十勝を実現するため、各会社の安全衛生などの取組を発表していただき、地域の皆様の安全衛生の意識向上を図り、労働災害減少を目指すものです。



10勝は、全道でも管内の人口に対する死亡労働災害が多い

帯広労働基準協会からのお知らせ

令和7年1月からの企業アーク指導等作業に係る作業主任者は、特定化学物質・四アールキル等作業主任者技能講習（2日間）修了者に限られ、修了者から選任することとされました。

12月までの労働災害

死亡者数 6人
死傷者数 510人

第14次 2年目
労働災害防止計画
死亡者数 8人以下
死傷者数 467人以下

化学物質管理現場月間
令和7年2月
先着 100名

SAFETY
SAFETY
SAFETY

事故災害に向けた取組みについて

弊社では、会社の指示伝達が速やかに伝わり（トップダウン）、従業員自ら現場の安全確保と作業品質・効率向上のための提案等（ボトムアップ）の取組みができる組織を確立するため、作業を担う第一線の現場系従業員にチーム制を導入しています。



チームでの安全取組事例の紹介



事務局からのコメント
取組内容が、①第一枚に可視化されていて理解しやすく、②複数チームがあり、各チームが課題を共有し、お互い互恵できていること、また多くの職員が自発的に参加することで全労働者に安全衛生意識の定着を促すことができ、とても魅力的な取組です。

帯広労働基準監督署のとかち労基通信掲載ページはこちらです。

帯広労働基準監督署HP



とかち労基通信（熱中症）

- 熱中症令和7年6月1日から職場における熱中症対策が強化されました。

とかち労基通信 令和7年7月号 №7



「誰もが安全で健康に働く十勝のために」

この通信は誰もが安全で健康に働く十勝を実現するため、各会社の安全衛生などの取組を発表していただき、地域の皆様の安全衛生の意識向上を図り、労働災害減少を目指すものです。

熱中症を重症化させないために
熱中症とは、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節がうまくいかず、身体機能が弱まってしまう状態です。この状態は、体内の温度が上昇していることが多い。夏は涼しい服装を着る、水分をこまめに飲む、日陰で休憩する、熱中症対策グッズを使用する、熱中症対策グッズを使用する、熱中症対策グッズを使用する。

帯広労働基準協会からのお知らせ

特定化学物質・四アールキル等作業主任者技能講習を開催します。

令和7年7月17～18日（受付 7月18日～9月3日）
令和7年9月17～18日（受付 7月18日～9月3日）
令和7年12月4～5日（受付 10月3日～11月21日）

令和7年の労働災害

死亡者数 5人
死傷者数 205人

第14次 3年目
労働災害防止計画
死亡者数 5人以下
死傷者数 465人以下

SAFETY
SAFETY
SAFETY

日本罐詰における労働災害発生防止に向けた取組み

当事業所は、季節労働者が多いこと、製造品目によって製造機械の出入れ等のライン変更が必要なこと、高齢の従業員が多いことから、これらリスクを踏まえた安全対策に取り組んでいますので、ご紹介いたします。

①安全衛生パトロールの実施
当事業所では1回の安全衛生パトロールを重点管理項目を決め、安全管理者、課長、各課から選出された1名、安全事務局の4名にて「外回り」「バウナシ」「身置課」「凍菓課」「品質管理課」「作業室・倉庫」「原料課」を月別にパトロールします。また、製造品目毎に設備が入れ替わりますので、「プロックリー・プリンコース」「りんがん・椀豆」「スイートコーン」「かぼちゃ」の生産前にも別途パトロールを実施して、設置した設備が安全であることが確認しています。

②疑似体験学習の実施
当事業所では、各種作業において間違った手順を踏んでしまったことにより発生しうる危険を疑似体験してもらうことで、安全行動の防止に役立てています。当事業所では余った副材や部品などを使って疑似体験キットを自作しています。画像はそれぞれ「配線ミスによる短絡現象およびトラッキング現象」「残圧の強い容器」「挟まれ・巻き込まれ」のキットになります。

③事故の歴史館研修
当事業所では、明治より講師を招いて、グループ企業内で発生した過去の重大災害の再発防止と風化防止を目的として「事故の歴史館研修」を行っています。通常は本州にある研修施設にて実施されるのですが、研修施設で受講が出来ない従業員に対して、現地で出張の形あるいはリモートにて開催されています。従来は季節労働者は対象ではありませんでしたが、当社が従前より研修前に実施していたことができました。

事務局からのコメント
季節労働者、高齢の従業員が多いなど労働者の特性に応じた取組を工夫されています。間違った手順を踏んでしまったことにより発生しうる危険を疑似体験させることは労働者の作業手順に対する理解を深める素晴らしい取組です。過去の事故事例による研修や、安全衛生パトロールの設備の点検など実施されており、労働環境整備にも配慮されています。

帯広労働基準監督署のとかち労基通信掲載ページはこちらです。

帯広労働基準監督署HP



とかち労基通信 (メンタルヘルス)

□ 50人未満の事業場においてストレスチェック制度が義務化されます。(3年以内)

とかち労基通信 令和7年9月号 No.9

この通信は誰もが安全で健康に働く十勝を実現するため、各会社の安全衛生などの取組を発表していただき、地域の皆様の安全衛生の意識向上を図り、労働災害減少を目指すものです。

第14次 3年目 労働災害防止計画 死亡者数 5人以下 死傷者数465人以下

令和7年の労働災害 死亡者数 6人 死傷者数 285人

第176回 全国労働衛生週間 開催 10月1日-7日 開催期間 9月

今年のスローガン ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

メンタルヘルス対策してませんか？ ストレスチェックで気づきましょう

季節の変わり目は体調を崩しやすいものです。 「やる気が出ない」「朝、起きられない」「心の健康診断」をしてみませんか？ それがストレスチェックです。

ストレス過多に気づいたら、一旦入浴して、仕事などを見直しては、危険や気分転換、相談をしてみたりフレッシュしましょう。

ストレスチェック制度の手順

- 1 ストレスチェック制度に関する基本方針の表明
- 2 ストレスチェック及び面接指導の実施方法を規定する
- 3 ストレスチェックの実施方法
- 4 面接指導の実施、記録の保存

5分できる職場のメンタルヘルスセルフチェック

帯広労働基準監督署・帯広労働基準協会

事業所名：株式会社明治 十勝工場 (河西郡音室町)
 業界・業種：製造業 (クリーム、脱脂粉乳、ホエイパウダー、加糖練乳、加糖脱脂練乳、ナチュラルチーズ)
 従業員：約300名

明治十勝工場における労働災害発生防止に向けた取組み

明治グループは、労働安全衛生をグループ一体で取り組むべき経営テーマとして捉え、「社員が自然に安全を優先してイキイクと働ける会社」を実現すべく、各種取り組みを推進しています。当工場においては、社員の安全と健康を第一に考え、日々さまざまな活動を行っています。

①安全管理に関する取り組み

管理者による定期的なラインワークを重視し、現場の安全を直接確認しています。この活動を通じて、不具合の早期発見や安全文化の浸透を促進しています。当工場は11の職場で構成されますが、各職場から選任された安全推進員と連携しながら、巡回、対話、指導を繰り返して実施します。社員一人ひとりの努力と管理者の積極的な取組によって、安全な職場づくりに努めています。

②安全文化の醸成

私たちは「安全に働くこと」が最も重要だと考えています。安全に気を付けて仕事を続けることが、長期的な事故防止につながるからです。そこで、始業前には当工場に在籍する社員の投票にて決定した7項目で構成される「私達の安全衛生決意」を全員で唱和し、一人一人が安全意識を高めたい状態に臨んでいます。

③社員の健康と安全意識の向上

社員の健康を維持するために、専門の講師を招いて正しいラジオ体操の習得を推進しています。また、安全衛生活動に関しては、社員に分かりやすく伝えるために、デジタルサイネージを活用しています。最近では、若年層社員の危険に対する感性を養うために、動画をを用いた危険体感教育を入れています。こうした取り組みにより、危険を「危険」と感じる感覚を高めると共に、災害発生リスクの低減を目指しています。

車庫からのコメント
 安全衛生を経営テーマとして社員一人一人が意識するよう取組をされています。社員投票で決めた「私達の安全衛生決意」7項目を毎日、始業前に全員で唱和され、社員の意識づけが徹底されています。危険に対する感性も高まる工夫をされており、設備の安全では補えないヒューマンエラーを防ぐ意識づけを工夫されています。

帯広労働基準監督署の
 とかち労基通信
 掲載ページはこちらです。
 帯広労働基準監督署HP

50

転倒災害防止対策

- 冬季以外も靴底に泥がついたり、濡れた床などで転倒災害が発生。移動するときは慎重に。
- 通路の整理整頓、床面の凹凸をなくす、足元の突起に目立つようなテープを貼るなど工夫を。

労働者の転倒災害 (業務中の転倒による重傷) を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加続けています。事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません。

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
- 作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
- 水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)

転倒災害の発生状況 (休業4日以上、令和3年)

転倒災害発生件数の推移
 33,672 (令和3年)

転倒による怪傷の態様
 ・骨折 (約70%)
 ・打撲
 ・関節脱臼
 ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数 (労働安全衛生法第12条第1項第2号)
 47日

性別・年齢別内訳
 47% (65歳以上)

転倒したは...
 移動中 74%
 作業中 26%

転倒災害が起きているのは移動の時受け付けはありずき

転倒時の態様
 つまずき 37.8%
 滑り 31.8%
 歩行中つまずき・つまずき 4.7%

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に高齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります。→「転倒の予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください。
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します。→対象者に市町村が実施する「骨折予防検診」を受診させましょう。
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？ (内閣府ウェブサイト)

職場のあんぜんサイト内の「STOP! 転倒災害プロジェクト」では、転倒災害の防止に関するリーフレット、チェックリストなどを掲載しています。

「STOP! 転倒災害プロジェクト」HP

51

ご清聴ありがとうございました。

ひとくらし、みんなのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare